

4 複製

(1) 複製の定義

複製とは、著作物を間接的に公衆に伝達することができるいずれかの方法によって著作物を有形的に固定することをいう（122-3条1項）と定義される。したがって、複製であるためには、①著作物の有形的固定と、②それによって間接的に公衆に伝達できることが必要である。

情報社会指令 2 条は、複製権について、著作物等の全部または一部を手段や形式を問わず、直接または間接に、一時的または恒久的に複製することを許諾または禁止する排他的権利と定義している。

① 著作物の有形的固定

著作物を再製するすべての場合が該当する。122-3条2項に掲げられている方法（印刷、図案、版画、写真、鋳造ならびに図形のおよび造形的美術のあらゆる方法、または機械的、映画のもしくは磁氣的記録）はやや時代遅れの感があるが、これらは例示であり、将来の技術革新によって生じる新たな複製の方法にも対応しうる。

建築の著作物の場合、複製は、図面または設計図の反復実施によっても構成される（122-3条3項）ので、設計図から建物を建築することに対しても、著作者の許諾が必要である。

② 有形的固定が公衆に間接的に伝達できるものであること

有形的固定を介することにより、公衆に対し間接的に伝達することができるものとなる。公衆とは、不特定数の人を意味するとされる（上演・演奏権参照）。潜在的に伝達可能であればよく、実際に伝達されなくてもよい。

著作物が固定されてはいるが、公衆が認識できない態様で行われている場合には、複製権侵害が成立しない場合がある。その法的構成として、一つは、著作物を伝達したとはいえず、複製には該当しないとの考え（破毀院第1民事部2001年6月12日判決99-10.284ただし、上演・演奏の問題で論じられている）、偶然の写り込みを例外のように捉える考え（破毀院第1民事部2011年5月12日 Etre et avoir 事件08-20.651）がある。他方、部分的複製であっても、公衆が認識できれば、著作物が伝達されているので、複製である（122-4条）。

(2) 一時的複製

一時的複製が著作権法にいう複製に該当するかどうかの問題について、122-3条は態度を明確にしていない。しかし、情報社会指令 2 条は一時的複製も複製であると明記していること、一時的複製を例外として認めていることから、フランス著作権法においても一時的複製も複製行為に該当すると解釈される。

★目次★

http://www.tatsumura-law.com/attorneys/tomoko-inaba/column/?page_id=1237